

議案第36号

基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月9日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表投票所の投票管理者の項中「12,800円」を「14,500円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,300円」を「12,800円」に改め、同表開票管理者の項及び同表選挙長の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,900円」を「12,400円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,600円」を「10,900円」に改め、同表開票立会人の項及び同表選挙立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票については、なお従前の例による。

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第50号）の公布に伴い、物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、国が負担する経費の基準が改定されたため、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例を改正する必要がある。

令和 7 年 6 月 13 日原案可 決